平成２３年（フ）第２２２５号
大阪府高槻市登町17番Ｂ６―110号
債務者　石田香代子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２２６号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―216号
債務者　播磨　明美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３０号
大阪府東大阪市出雲井本町６番15号
債務者　浅香　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４１号
大阪府箕面市半町３丁目13―28　A110、住民票上の住所大阪府箕面市半町４丁目12番３号
債務者　出口　治子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４２号
大阪府豊中市庄本町３丁目１番24―508号
債務者　佐々木正利
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４６号
大阪市東住吉区山坂３丁目７番26号
債務者　八尾　寿恵
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５２号
大阪府門真市上野口町28番７号、住民票上の住所大阪府守口市梶町２丁目28番10号
債務者　新田　清隆
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５４号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目18―25　ハイライフノグチ301、住民票上の住所堺市西区鳳北町９丁520番地１　909号
債務者　**花**園　　実
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５５号
大阪府茨木市蔵垣内３丁目18―25　ハイライフノグチ301、住民票上の住所堺市西区鳳北町９丁520番地１　909号
債務者　**花**園あゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５８号
大阪府吹田市長野西６番27―201号
債務者　辻田　久枝
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９号
兵庫県西宮市樋之池町23番３―110号、前住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町13番２号
債務者　内田たづ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７１号
兵庫県芦屋市山芦屋町21番15号
債務者　森川　裕二
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４４号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―243号、前住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町４番30―307号
債務者　濱田　光子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９６号
佐賀県佐賀市鍋島５丁目４番14号　グランドピア今泉515号、住民票上の住所佐賀県佐賀市鍋島５丁目４番13号
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2013番地３
債務者　久野　剛史
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目11番18号
債務者　浜田　陽介
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目７番233号
債務者　森田日出隆
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係